

元公立福島第591号  
元福教互第121号  
令和元年10月17日

各所属長 様

公立学校共済組合福島支部長  
一般財団法人福島県教職員互助会理事長  
(公印省略)

台風19号被災に係る災害見舞金等の請求手続について（通知）

台風19号により被害を受けられた組合員（会員）及び被扶養者等に係る災害見舞金等の請求手続は下記のとおりですので、お知らせします。

なお、今回は原則として現地調査を実施しませんので、被害状況が判断できるような報告書等の提出をお願いします。

#### 記

#### 第1 災害見舞金（共済組合、互助会）

##### 1 給付対象者

組合員（会員）が非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき、その損害の程度を判断し、損害の程度が1／3以上になる場合に支給します。

- (1) 住居とは、現に組合員（会員）又はその被扶養者が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、公務員宿舎、公営住宅、借家、借間等の別を問いません。
- (2) 家財とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいいますが、山林、田畑、宅地、貸家等の不動産、現金、預貯金、有価証券等は含みません。  
また、住居狭小等の理由により他に預けている家財も含みません。
- (3) 組合員（会員）と被扶養者が別居している場合でも、被扶養者の住居又は家財を組合員の住居又は家財の一部として取り扱います。

##### 2 請求期限

給付事由が生じた日から2年間

##### 3 提出書類（「福利厚生事務の手引」P152を参照すること）

- (1) (共) 災害見舞金・(互) 災害見舞金請求書
- (2) 市町村長、消防署長又は警察署長の発行する罹災証明書
  - ・ 写し（所属長の奥書証明）でも可能です。
- (3) 災害状況報告書
- (4) 被害内訳書
  - ・ 罹災証明書に全壊（建物）、全損（家財）の表示があれば提出不要です。
  - ・ 全損（家財）の表示がないが、全損（家財）の場合は、家財の品目の記入は不要で全損（家財）とだけ記入して提出してください。
- (5) 間取図（被災部分を朱書のこと）

- ・ 罹災証明書に全壊（建物）、全損（家財）の表示があれば提出不要です。

(6) 写真

- ・ 家屋、家財の損害状況を確認できる写真を添付してください。

4 給付額

(1) 共済組合給付

損害の程度	共済組合
	災害見舞金
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 の3月分
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居または家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 の2月分
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居または家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 の1月分
1 住居または家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 の0.5月分

- ・ 浸水による災害の場合

床上浸水により平屋建て（一階の相当部分が住居である二階建てを含む）の家屋が損害を受け、その損害の程度の決定が困難な場合には、住居及び家財の損害を区別することなく、次の外形的標準により取り扱います。

浸水の程度	共済組合
	災害見舞金
床上 120 c m以上	標準報酬月額 の1月分
床上 30 c m以上	標準報酬月額 の0.5月分

(2) 互助会給付

公立学校共済組合の損害程度の判定に準じて給付します。

給付区分	給付額
損害程度の判定給付月数が2月分以上	100,000 円
損害程度の判定給付月数が1月分以上2月分未満	50,000 円
損害程度の判定給付月数が0.5月分以上1月分未満	30,000 円

5 その他

- (1) 認定外家族が居住している住居及び家財は原則として対象となりません。
- (2) 半壊建物であっても傾斜等により取り壊す必要がある場合は、「全壊」として取り扱います。  
また、修繕して居住が可能な場合は建物の評価額と修繕に要した費用を勘案して判断します。
- (3) 建設中の建物については原則として対象外となります。

(4) 自家用車は日常使用するものであれば、社会生活上必要なものとして1台に限り家財の一部として取り扱います。

流失した場合、使用が出来ない場合は一般的な購入価格で、修理が可能な場合は修理費用で算定してください。

(5) 夫婦等で公立学校共済組合員（互助会員）の場合はそれぞれが支給対象となりますので、それぞれの所属所へ請求書を提出してください。

## 第2 見舞金（共済組合）

災害救助法が適用された地域内で被災（地域外で同一の事由での被災を含む）し、短期給付の災害見舞金の給付該当組合員に見舞金 30,000 円が支給されます。

※ 災害見舞金の提出書類から該当があれば支給されますので提出書類は不要です。

（事務担当 共済組合事務局（県教育庁福利課内） 024-521-7802）

（事務担当 互助会事務局（県教育庁福利課内） 024-521-7798）